

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 9 月 15 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600122 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600060 号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年9月1日から同年8月21日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年10月1日から同年9月21日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和47年8月21日から同年9月1日までの期間及び昭和50年9月21日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和47年8月21日から同年9月1日までの期間及び昭和50年9月21日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年8月21日から同年9月1日まで
② 昭和50年9月21日から同年10月1日まで

私の夫 (訂正請求記録の対象者) がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。当該期間も継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された訂正請求記録の対象者に係る社員名簿及び雇用保険の加入記録並びに同社の担当者の陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①において同社に継続して勤務（A社C支店から同社B支店に異動）し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社員名簿、A社の担当者の陳述及び請求期間①前後に係る厚生年金保険被保険者記録の状況から、昭和47年8月21日とすることが妥当である。

また、昭和47年8月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社B支店における同年9月の厚生年金保険の記録から、13万4,000円とすることが必要である。

請求期間②について、A社から提出された訂正請求記録の対象者に係る社員名簿及び雇用保険の加入記録並びに同社の担当者の陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間②において同社に継続して勤務（A社D事業所から同社B支店に異動）し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社員名簿、A社の担当者の陳述及び請求期間②前後に係る厚生年金保険被保険者記録の状況から、昭和50年9月21日とすることが妥当である。

また、昭和50年9月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社B支店における同年10月の厚生年金保険の記録から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和47年8月21日から同年9月1日までの期間及び昭和50年9月21日から同年10月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和47年8月21日から同年9月1日までの期間及び昭和50年9月21日から同年10月1日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600123号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年5月2日から同年6月1日まで

私は、前回、請求期間についてA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められなかった。しかし、請求期間に同社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いなく、前回の審議結果に納得できないので、再度審議の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、請求期間において、A社に勤務していたと認められるものの、同社から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、資格取得年月日欄に「昭和63年6月1日」と記載されており、オンライン記録と一致している上、事業主は、資格取得年月日を昭和63年6月1日とした届書が残っていることから、同年5月の厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い旨陳述していること、ii) 請求者は請求期間当時の給与明細を所持していないことなどから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 請求者に係る雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の加入記録のいずれにおいても、被保険者資格取得年月日が、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日と同日の昭和63年6月1日であることなどから、既に平成27年8月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとするC厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者は、「請求期間にA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いはない。」と主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、A社における請求期間の厚生年金保険料控除を裏付ける新たな資料は保管しておらず、前回と同様の主張のみでは当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。